

# 大都市における地方税制の あり方について

令和3年9月17日  
横浜市財政局

## 論点メモ

- 大都市における地方税制のあり方について
  - 国・地方の税源配分の状況をどう考えるか。
  - 大都市特有の財政需要に対応した税源配分をどう考えるか。
  - 事務配分の特例に対応した税制上の措置をどう考えるか。
  - 大都市の税源としての事業所税をどのように評価するか。

# 資 料

(大都市における地方税制について)

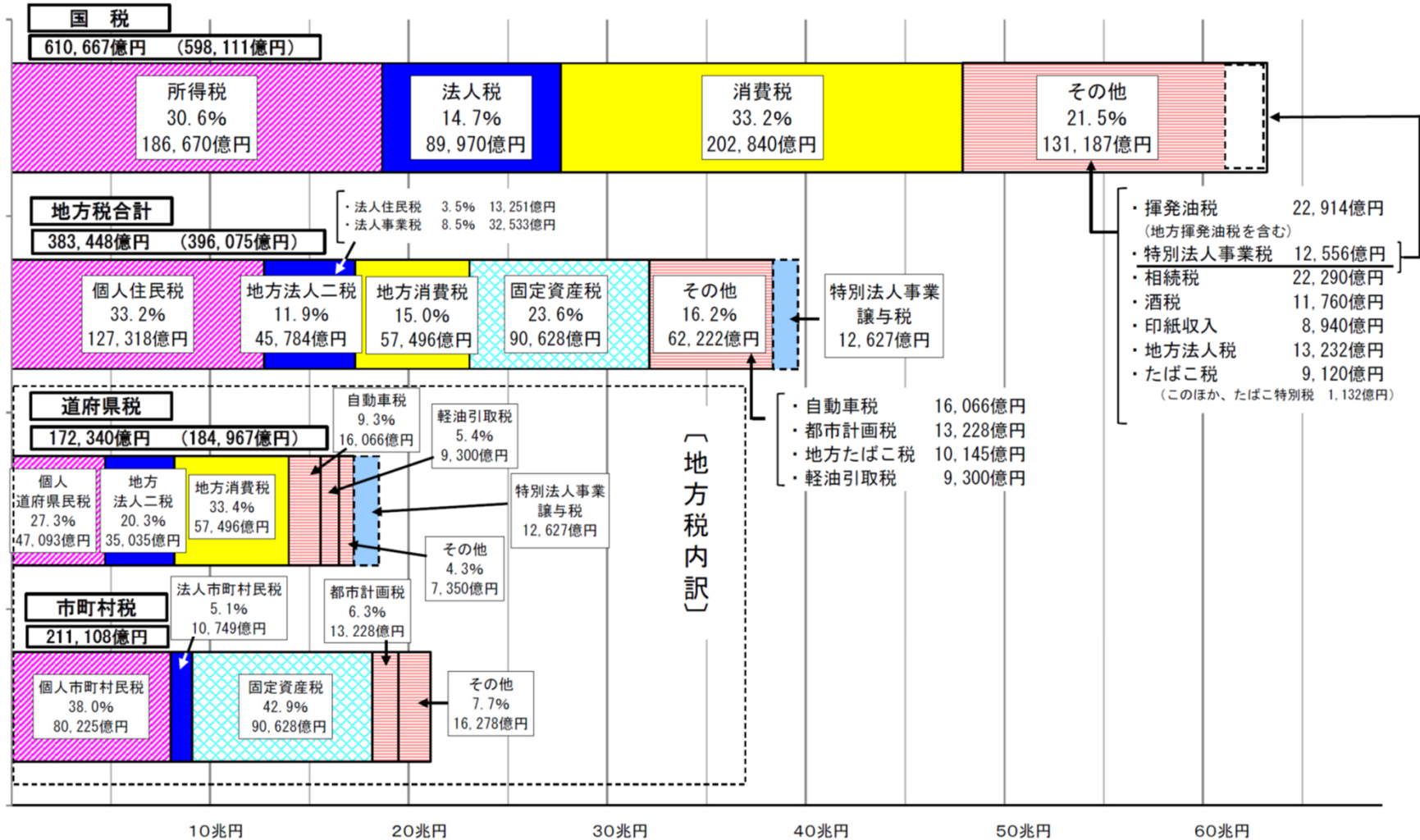
令和3年9月17日  
横浜市財政局

## 目次

- 1 国・地方の税源配分等の状況
- 2 大都市特有の財政需要と税源配分
- 3 事務配分の特例に対応した税制上の措置
- 4 事業所税の制度概要と現状

# 1 国・地方の税源配分等の状況

# 国税・地方税の税収内訳（令和3年度地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

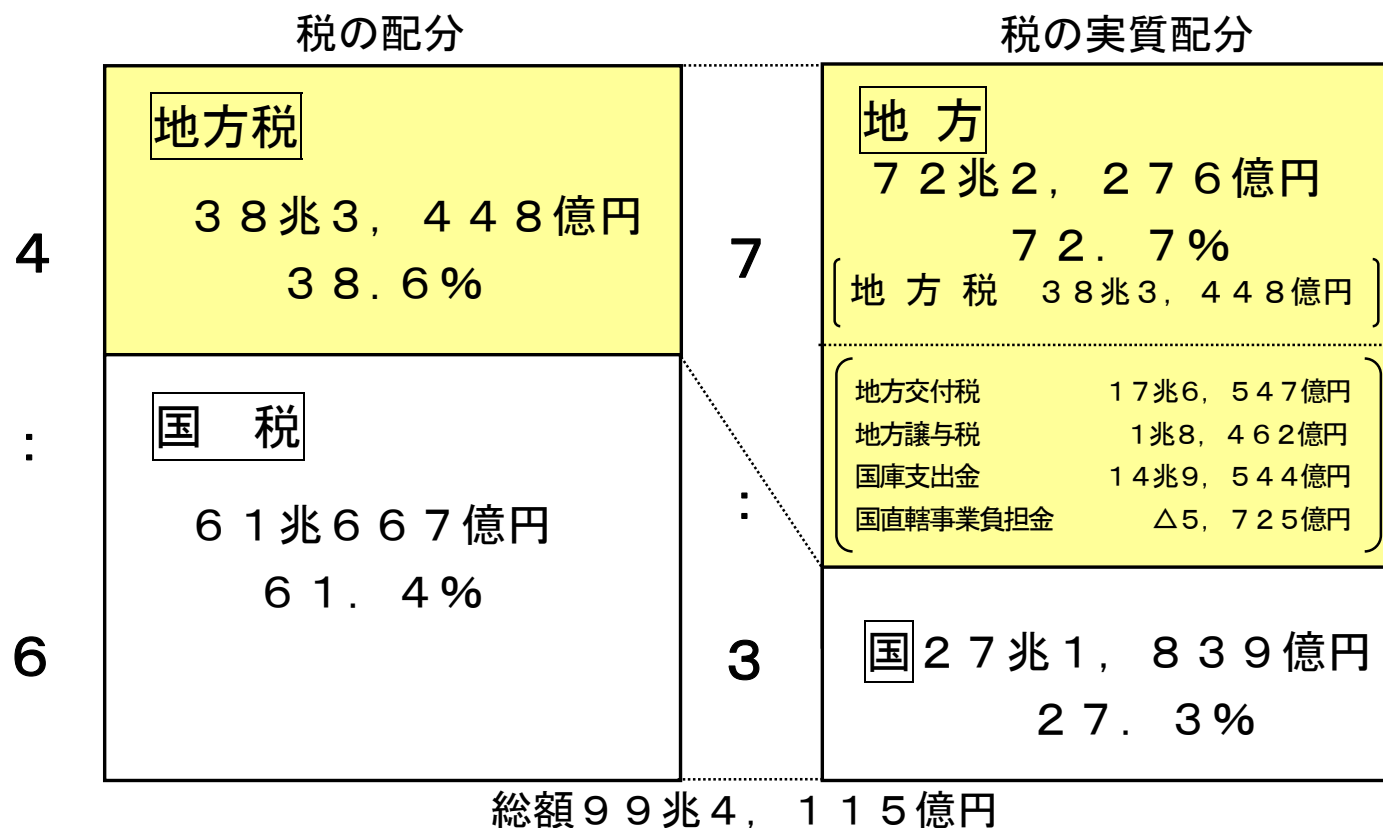
3 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を含まない。()内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含めた金額である。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(出典) 総務省資料

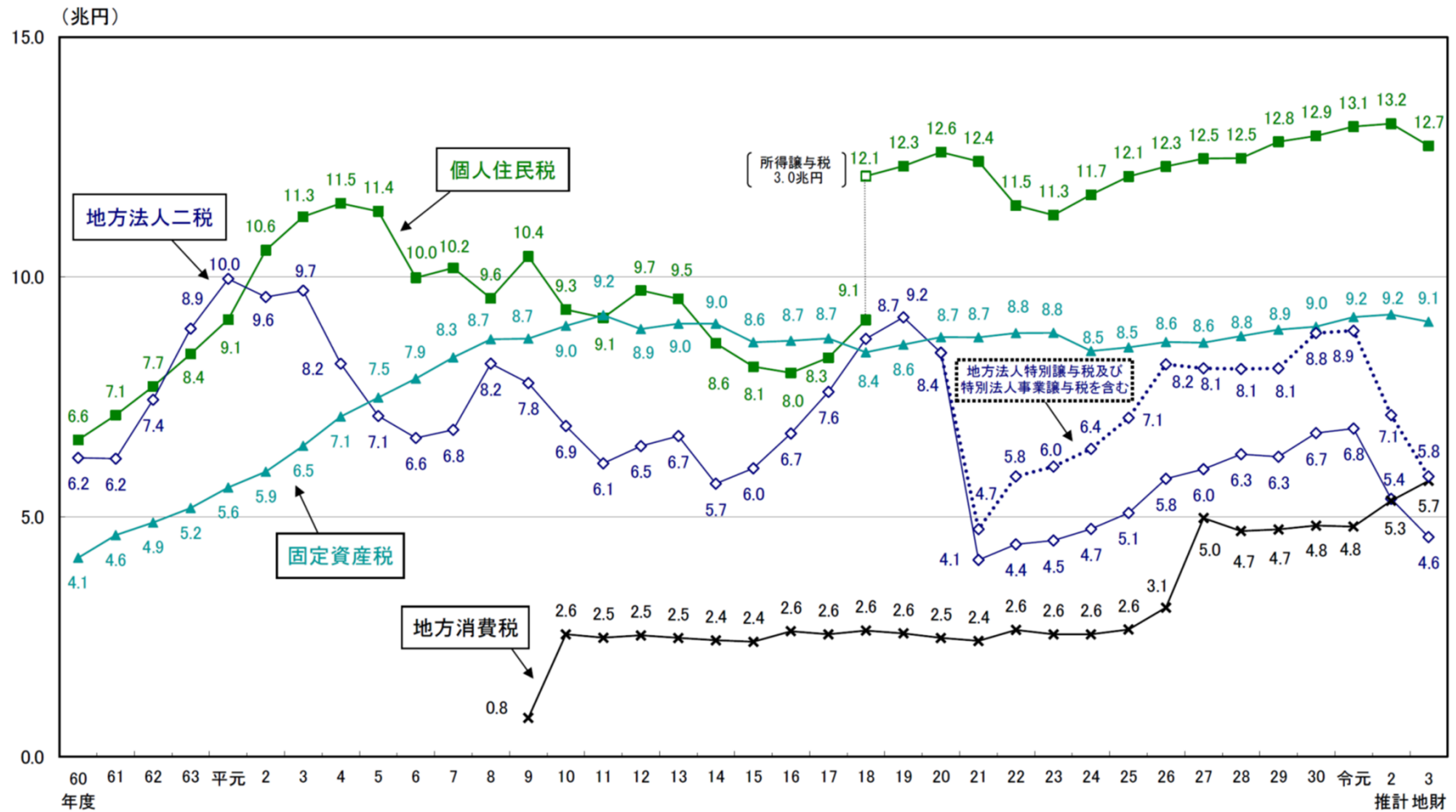
## 国・地方における税の配分状況（令和3年度）

国・地方間の「税の配分」は6対4である一方、地方交付税や地方譲与税など、国から地方への移転を反映した最終的な配分額である「税の実質配分」は、3対7と逆転している。



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

# 主要税目（地方税）の税収の推移

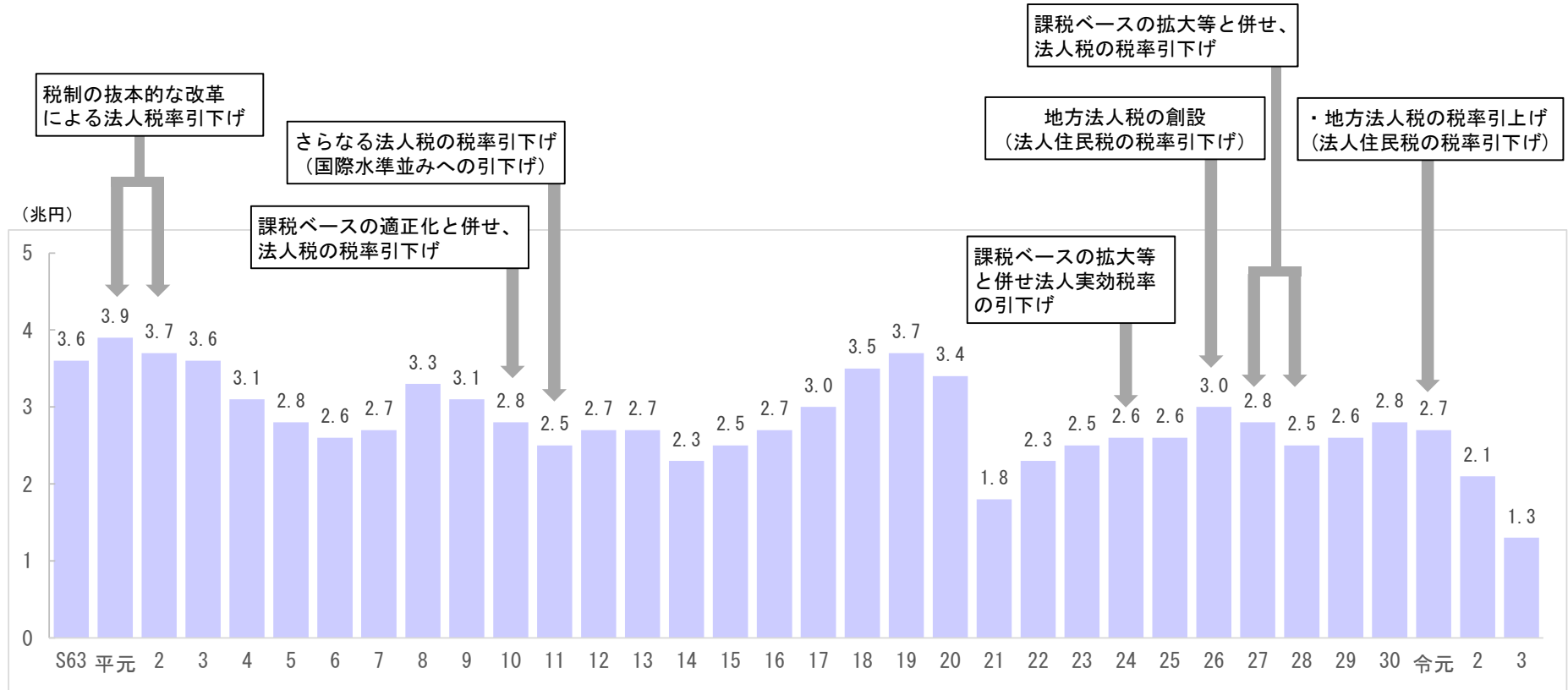


(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。  
 2 令和元年度までは決算額、2年度は推計額 (R2.12時点)、3年度は地方財政計画額である。  
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税 (~R1) 及び特別法人事業譲与税 (R2~) を加算した額。  
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 1.8兆円、(㉚) 2.1兆円、(㉛) 2.0兆円、(㉜) 1.7兆円、(㉝) 1.3兆円

(出典) 総務省資料

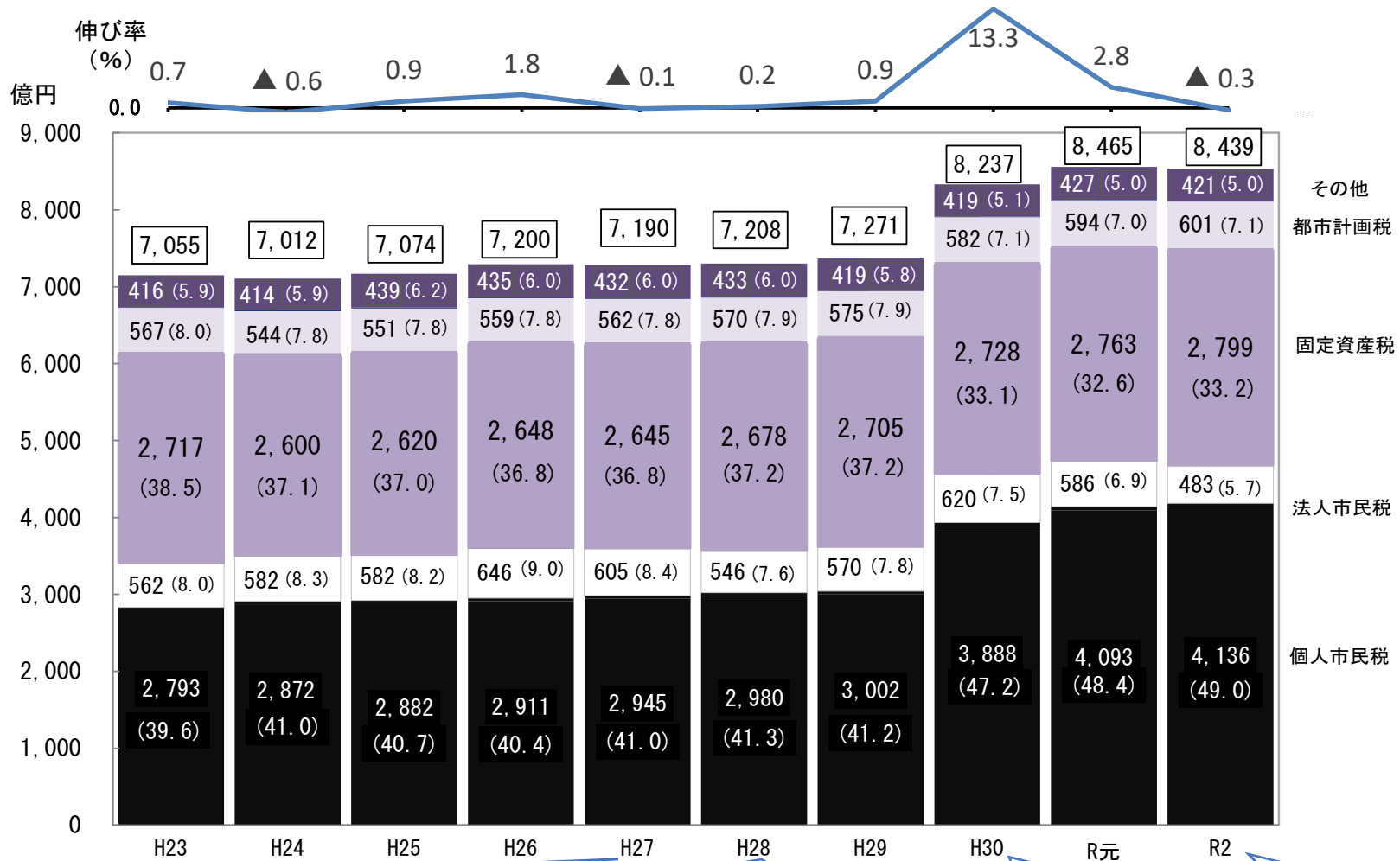


# 法人住民税の税収の推移



- 注 1 令和元年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、令和2年度及び3年度は地方財政計画額である。  
 注 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 注 3 平成27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。

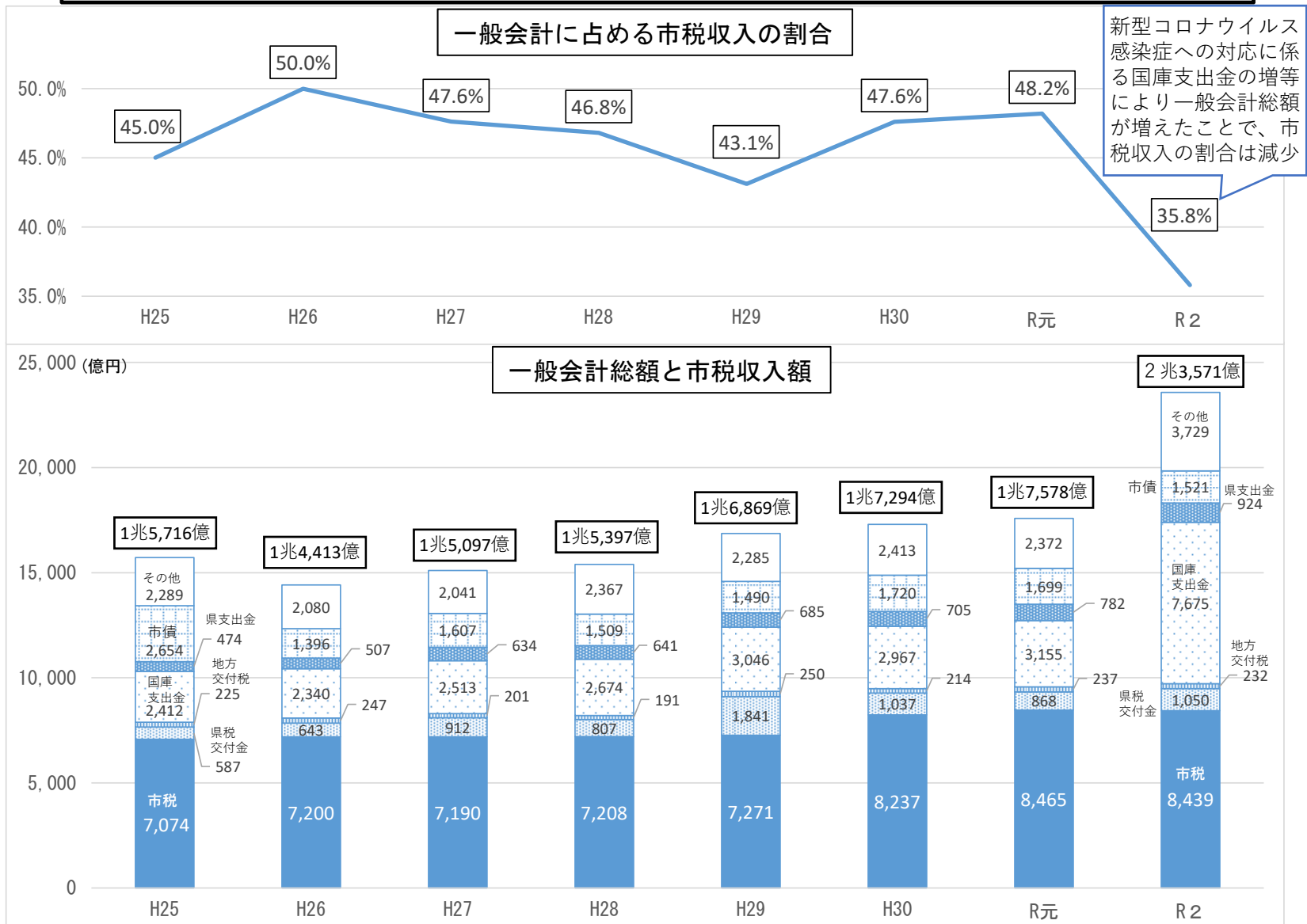
# 本市の税目別市税収入の推移



<p><b>【法人市民税】</b> 一部国税化による税率引下げ (▲56億円)</p>	<p><b>【法人市民税】</b> ○ 一部国税化による税率引下げの平年度化 (▲46億円) ○ 法人実効税率の引下げ (▲21億円)</p>	<p><b>【個人市民税】</b> 県費負担教職員の本市移管に伴う税源移譲 (+849億円)</p>	<p><b>【法人市民税】</b> 一部国税化による税率引下げ (▲77億円)</p>
---	---	--	---

注 各年度の数值は決算額、図のうち ( ) 数值は構成比

# 本市の一般会計における市税収入の割合の推移



注 各年度の数値は決算額

## 大都市におけるあるべき地方税制

### ○ 国・地方の税源配分の状況をどう考えるか。

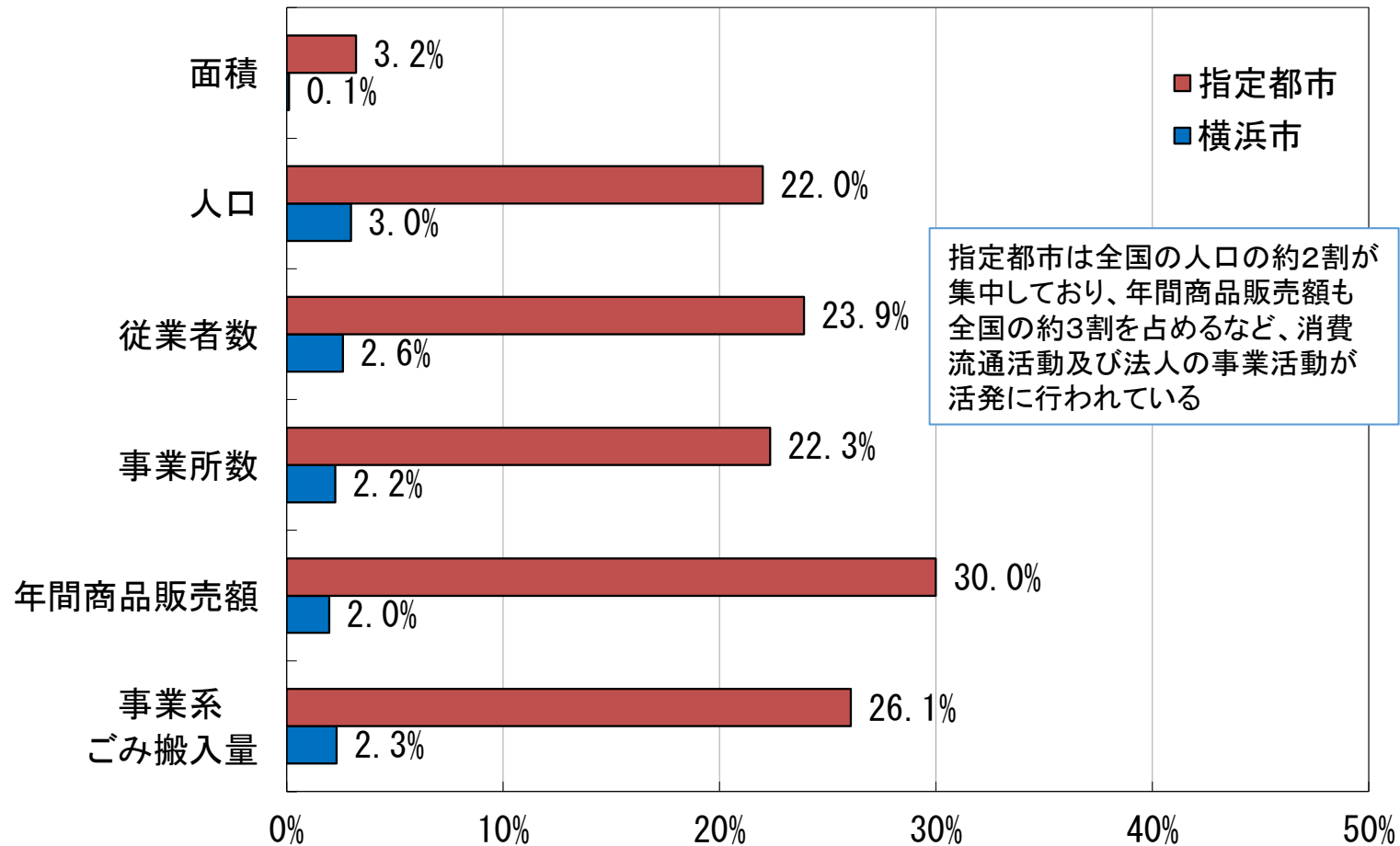
#### (参考) 指定都市市長会における要望

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
  - (2) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- (1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。  
したがって、地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。  
もとより、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

## 2 大都市特有の財政需要と税源配分

## 大都市の特性

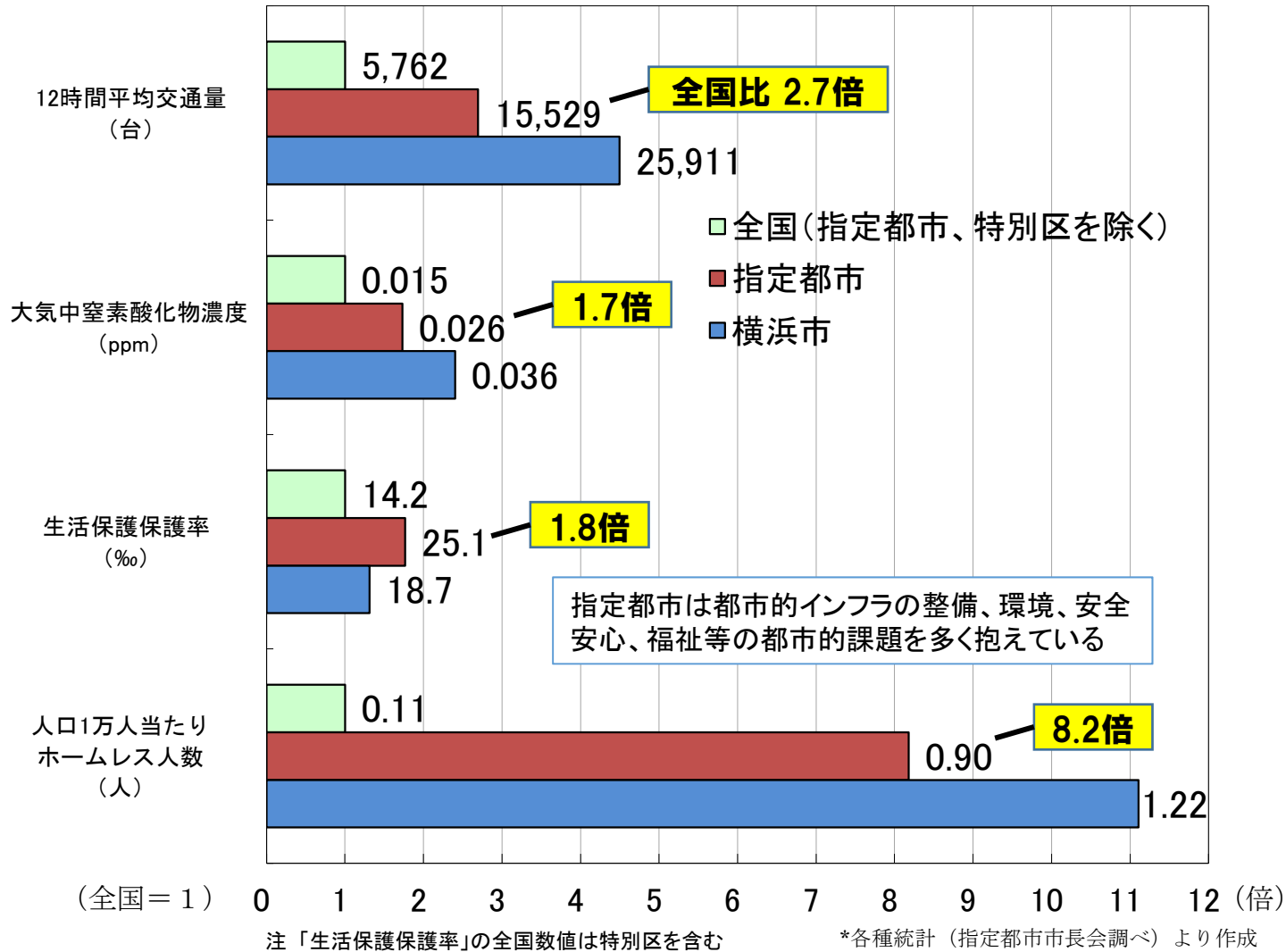
【人の定住や交流に関連した集積（指定都市・横浜市の全国シェア）】



\*各種統計（指定都市市長会調べ）より作成

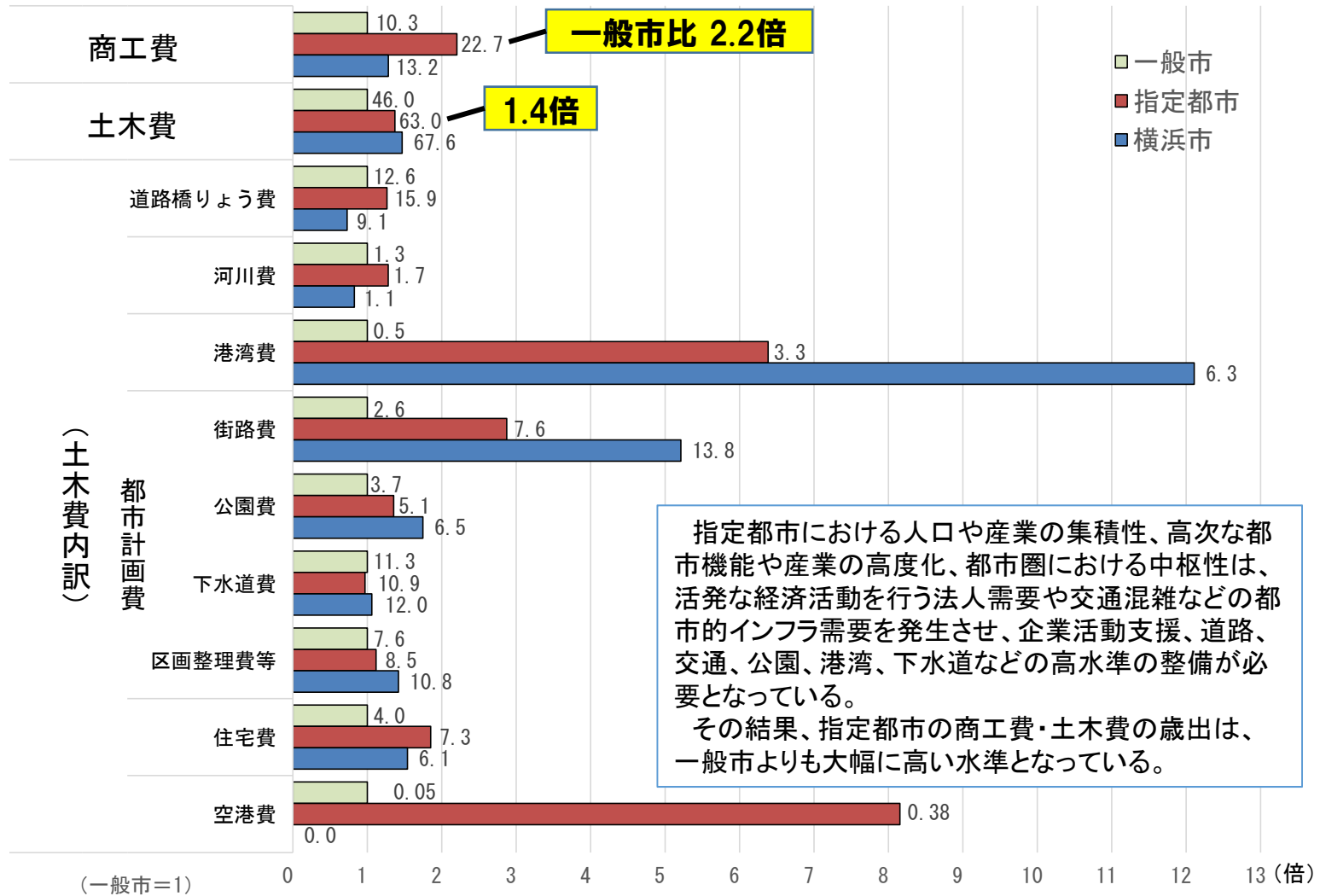
# 人口の集中・産業集積に伴う都市的課題

【都市的課題(全国平均との比較)】



# 都市的財政需要（1）

【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（人口一人当たり歳出額：千円）】

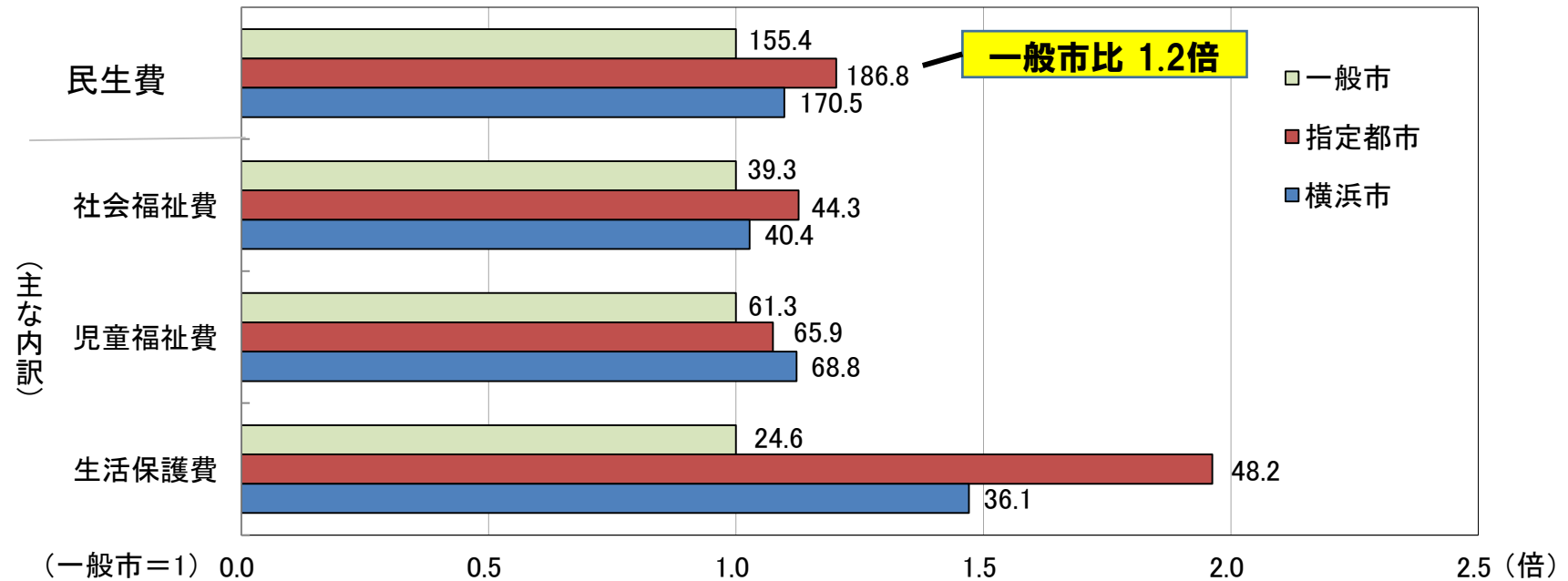


\*平成30年度市町村別決算状況調



## 都市的財政需要（2）

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（人口一人当たり歳出額：千円）】



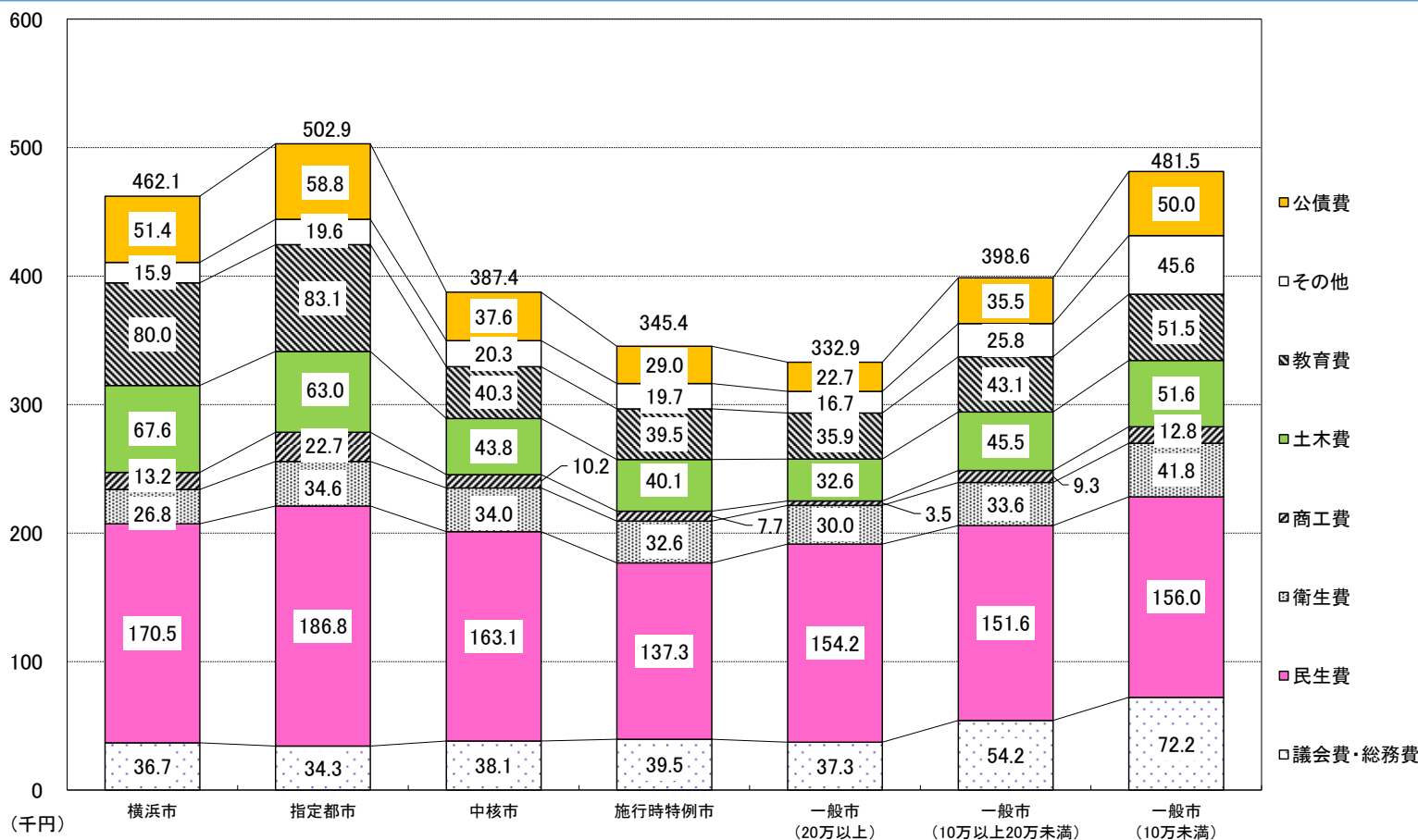
\*平成30年度市町村別決算状況調

市民生活の安全・安心に係る問題や福祉など多様な都市的課題に対応するため、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの支出も、一般市よりも高い水準となっている。

## 厳しい大都市の財政状況（１） 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

### 【都市の規模別の歳出構造（人口一人当たり歳出額：千円）】

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより人口一人当たり歳出額が小さくなる傾向にある。しかし、指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備、維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの財政需要のほか、道府県から移譲されている事務配分の特例により、指定都市では一人当たりの歳出水準が高くなっている。

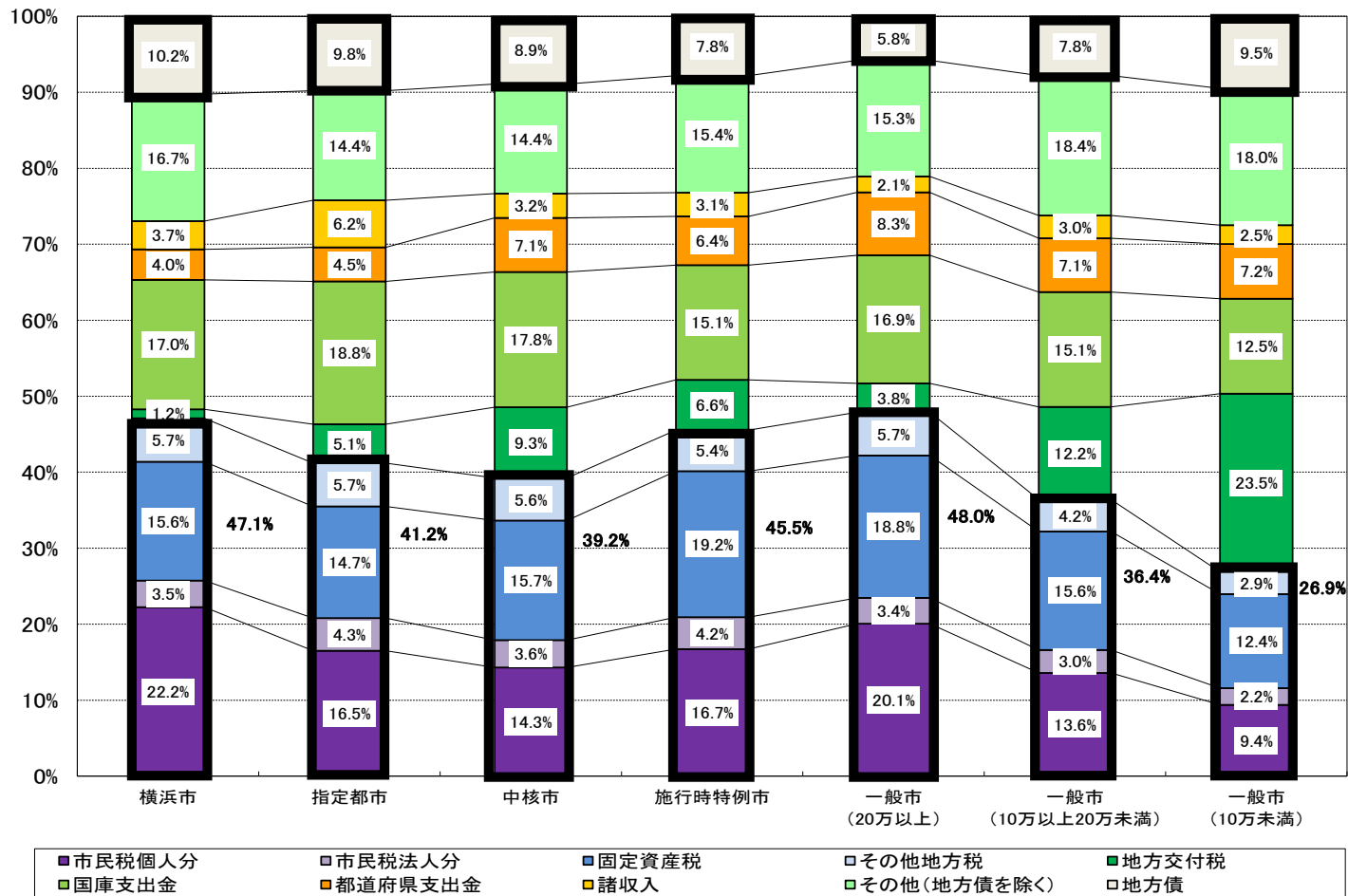


\*平成30年度市町村別決算状況調

## 厳しい大都市の財政状況（2） 税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

### 【都市の規模別の歳入構造（歳入額の構成比）】

指定都市は、歳入全体に占める市税収入の割合が、一般市（20万人以上）を下回る水準で、大都市の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、地方債等への依存度が高く、自主的な財政運営に適した歳入構造となっていない。



\*平成30年度市町村別決算状況調

## 大都市におけるあるべき地方税制

### ○ 大都市特有の財政需要に対応した税源配分をどう考えるか。

#### (参考) 指定都市市長会における要望

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

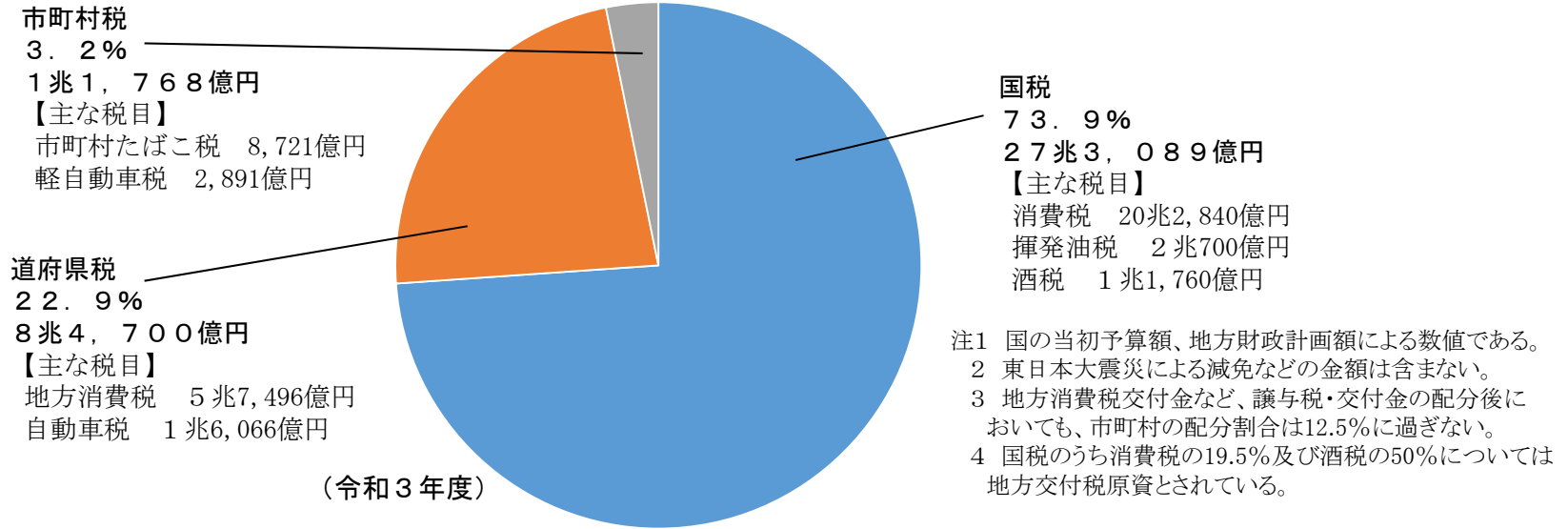
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充すべきである。

## 消費・流通課税の配分割合

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、市町村への配分割合は3.2%と極めて低くなっている。

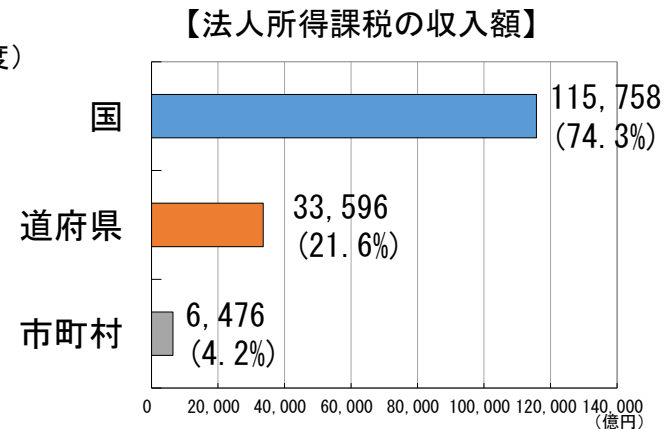
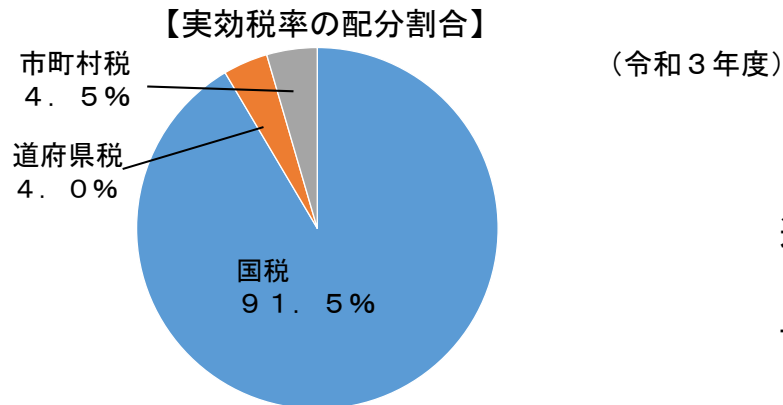


市町村税	道府県税	国 税
軽自動車税	地方消費税 (※)	消費税、酒税、たばこ税
市町村たばこ税	道府県たばこ税	揮発油税、地方揮発油税 (※)
鉱産税	ゴルフ場利用税 (※)	石油ガス税 (※)
入湯税	軽油引取税 (※)	航空機燃料税 (※)、石油石炭税
	自動車税 (※)	電源開発促進税
	鉱区税	自動車重量税 (※)
	狩猟税	国際観光旅客税
		関税、とん税、特別とん税 (※)
		たばこ特別税

注 (\*) の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。  
 (※) の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

# 法人所得課税の配分割合

都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できていない状況。



- 注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。法人所得に係る税率であり、法人事業税の外形標準課税は含まない。
- 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
- 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
- 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

- 注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
- 2 国は法人税、地方法人税、地方法人特別税及び特別法人事業税の合計、道府県は法人事業税(外形標準課税分を含む)及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。
- 3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

区分	課税標準	実効税率		収入額	
		税率 (%)	割合 (%)	収入額 (億円)	割合 (%)
国税	法人税	22.39	75.3	89,970	57.7
	特別法人事業税	2.51	8.4	12,556	8.1
	地方法人税	2.31	7.8	13,232	8.5
	計	27.21	91.5	115,758	74.3
道府県税	法人事業税	0.97	3.2	32,533	20.9
	道府県民税法人税割	0.22	0.8	1,063	0.7
	計	1.19	4.0	33,596	21.6
市町村税	市町村民税法人税割	1.34	4.5	6,476	4.2
合計	—	29.74	100.0	155,830	100.0

\* 法人事業税のうち所得割額または収入割額の標準税率相当額

### 3 事務配分の特例に対応した税制上の措置

# 大都市特例事務に係る税制上の措置の現状

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限(大都市特例事務)を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反して受益と負担の関係にねじれが発生している状況。

## 【大都市特例事務】

### <地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉 ・民生委員 ・身体障害者福祉 ・生活保護 ・行旅病人及び死亡人 ・社会福祉事業 ・知的障害者福祉
- ・母子・父子家庭及び寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険 ・障害者自立支援 ・生活困窮者自立支援
- ・食品衛生 ・医療 ・精神保健及び精神障害者福祉 ・結核予防 ・難病対策 ・土地区画整理事業 ・屋外広告物規制

### <個別法に基づくもの>

- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校人件費 ・国・道府県道の管理 等

道府県に代わって負担している  
大都市特例事務に係る経費  
(特例経費一般財源等所要額)

約 4,000 億円  
(横浜市：約502億円)

<地方自治法に基づくもの>  
児童福祉、身体障害者福祉 等

<個別法に基づくもの>  
国・道府県道の管理 等

左の経費に対する  
税制上の措置

約 2,500 億円  
(横浜市：約362億円)

税制上の措置不足額

約 1,500 億円  
(横浜市：約140億円)

税制上の措置済額

指定都市に対する  
税制上の措置(現行)

- ・地方揮発油譲与税
- ・石油ガス譲与税
- ・軽油引取税交付金
- ・環境性能割交付金

\*令和3年度予算による概算

注 県費負担教職員の本市移管に伴う経費の増及び税源移譲\*は含まない。

\* 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の税率について、2%相当分を道府県から指定都市へ移譲し、市民税は8%、道府県民税は2%とする。(平成30年度分個人住民税～)



## 大都市におけるあるべき地方税制

### ○ 事務配分の特例に対応した税制上の措置をどう考えるか。

#### (参考) 指定都市市長会における要望

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

## 4 事業所税の制度概要と現状

## 事業所税の制度概要（1）

### 1 事業所税の趣旨

指定都市等（人口30万人以上の都市）における都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目し、事業を行う事業所に対して課税される目的税。昭和50年に新設。

### 2 事業所税の用途

- ①道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ②公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ③水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ④河川その他の水路の整備事業
- ⑤学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ⑥病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ⑦公害防止に関する事業
- ⑧防災に関する事業
- ⑨①～⑧に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

### 3 課税団体

指定都市、東京都、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域を有する市、人口30万人以上の市で政令で指定する市 全国77団体（令和3年4月現在）

## 事業所税の制度概要（2）

### 4 課税の仕組み

「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という一定の外形標準を対象に課税する仕組み。

区 分	資産割	従業者割
納税義務者	事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う法人または個人	
課税標準の算定期間	法人：事業年度      個人：1月1日から12月31日	
課税標準	算定期間の末日現在における 事業所床面積	算定期間中に事業所等の従業者に 支払われた従業者給与総額
税率	600円/m <sup>2</sup>	給与支払い額の0.25%
免税点	市内の事業所床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下	市内の事業所等の従業者数が100人以下
納付方法	申告納付	
申告納付期限	法人：事業年度終了の日から2か月以内      個人：翌年の3月15日まで	

\* 創設当初においては、上記の「資産割」と「従業者割」に加えて、事業所を新設または増設する建築主に対して新增設事業所の床面積だけを課税標準として課税する「新增設分」があったが、平成15年3月31日をもって廃止された。（廃止前の税率：6,000円/m<sup>2</sup>、免税点：2,000m<sup>2</sup>）

## 事業所税の制度概要（3）

### 5 制度創設の趣旨 昭和50年の事業所税創設に係る議論

#### ○昭和49年 税制調査会（昭和50年度の税制改正に関する答申）

「人口、企業が集中している大都市の都市環境の整備に必要な財源の確保を図るため、大都市地域における行政サービスと企業活動との間の受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によりとらえて、これらの地域に所在する事務所事業所に対して負担を求めることとし、次により事業所税を創設すべきである。」

#### ○昭和50年 衆議院地方行政委員会（事業所税に関する国会質疑）

「大都市地域におきまして、他の一般の市町村に比べまして人口や企業が非常に集中しておる。その集中に伴いまして、都市機能の低下という現象があらわれ、都市環境の整備というものを行わなければならぬ事由が生じてきておる。」

#### 【参考】検討段階での議論

#### ○昭和46年 税制調査会（長期税制のあり方についての答申）

「大都市への人口、企業等の集中を抑制するとともに、現にこれらの集中に伴って増加している財政需要に対応する大都市の税源の充実を図るため、事務所、事業所等に対して特別な負担を求める。」

## 事業所税の制度概要（4）

### 6 制度改正の経過

#### ○昭和50年 事業所税の創設

- ・人口要件 50万人以上
- ・区分等 資産割 税率: 300円/床面積 $m^2$ 、免税点: 1,000 $m^2$   
従業者割 税率: 支払い給与総額の0.25%、免税点: 従業者数100人以下  
新增設分 税率: 5,000円/床面積 $m^2$ 、免税点: 2,000 $m^2$

\* 新設または増設する建築主に対して新增設事業所の床面積だけを課税標準として課税。

#### ○昭和51年 人口要件引き下げ(課税団体の範囲の拡大)

- ・人口要件 50万人以上 ⇒ 30万人以上

#### ○昭和55年 税率引き上げ

都市整備のための財政需要の増嵩等の状況にかんがみ見直し。普通建設事業費の推移、家屋の建築費の上昇等の事情を総合的に勘案し、引上げ。

- ・資産割 税率: 300円/床面積 $m^2$  ⇒ 500円/床面積 $m^2$
- ・新增設分 税率: 5,000円/床面積 $m^2$  ⇒ 6,000円/床面積 $m^2$

#### ○昭和61年 税率引き上げ

物価水準の推移及び都市環境整備に係る財政需要の増嵩の状況等を勘案し引上げ。

- ・資産割 税率: 500円/床面積 $m^2$  ⇒ 600円/床面積 $m^2$

#### ○平成15年 新增設分の廃止

景気が低迷し、地価の下落が続いている状況にあったことから、経済の活性化やデフレの克服などを目指し、土地流通課税等の大幅な軽減が図られ、不動産取得税の税率引下げ、特別土地保有税の新規課税の停止、登録免許税の軽減等とあわせて、事業所税の新增設分が廃止された。

## 事業所税に係る状況（１）

### 事業所税収入額の推移（全国）

	事業所税収入額 (百万円)	対前年度比 伸び率	市町村税収入に 占める割合
昭和50	15,206		0.35%
昭和51	80,149		1.58%
昭和52	102,311	27.7%	1.74%
昭和53	108,304	5.9%	1.64%
昭和54	113,084	4.4%	1.52%
昭和55	138,557	22.5%	1.63%
昭和56	162,656	17.4%	1.73%
昭和57	176,859	8.7%	1.72%
昭和58	180,556	2.1%	1.62%
昭和59	188,230	4.3%	1.57%
昭和60	197,194	4.8%	1.50%
昭和61	216,890	10.0%	1.54%
昭和62	240,273	10.8%	1.58%
昭和63	253,905	5.7%	1.56%
平成元	264,634	4.2%	1.55%
平成 2	288,090	8.9%	1.62%
平成 3	309,565	7.5%	1.64%
平成 4	322,543	4.2%	1.63%
平成 5	331,759	2.9%	1.68%
平成 6	311,717	-6.0%	1.65%
平成 7	306,759	-1.6%	1.55%
平成 8	311,399	1.5%	1.52%
平成 9	324,774	4.3%	1.53%

	事業所税収入額 (百万円)	対前年度比 伸び率	市町村税収入に 占める割合
平成10	323,193	-0.5%	1.57%
平成11	319,463	-1.2%	1.56%
平成12	323,779	1.4%	1.62%
平成13	318,091	-1.8%	1.59%
平成14	324,260	1.9%	1.66%
平成15	298,607	-7.9%	1.57%
平成16	219,603	-26.5%	1.15%
平成17	297,020	35.3%	1.52%
平成18	301,794	1.6%	1.50%
平成19	312,968	3.7%	1.45%
平成20	322,686	3.1%	1.49%
平成21	327,465	1.5%	1.60%
平成22	329,464	0.6%	1.62%
平成23	338,988	2.9%	1.66%
平成24	349,796	3.2%	1.72%
平成25	348,399	-0.4%	1.69%
平成26	355,597	2.1%	1.69%
平成27	361,325	1.6%	1.71%
平成28	365,941	1.3%	1.72%
平成29	371,200	1.4%	1.73%
平成30	378,270	1.9%	1.69%
令和元	386,702	2.2%	1.69%

## 事業所税に係る状況（２）

### 政令指定都市における事業所税収入額（令和元年度決算）

	事業所税収入額 (百万円)	市税収入総額 (百万円)	市税収入に 占める割合	歳出総額 (百万円)	歳出総額に 占める割合
札幌市	8,821	338,947	2.6%	992,751	0.9%
仙台市	5,661	221,797	2.6%	520,569	1.1%
新潟市	4,636	136,102	3.4%	396,836	1.2%
千葉市	5,373	202,584	2.7%	456,068	1.2%
さいたま市	4,809	274,012	1.8%	547,430	0.9%
横浜市	18,544	846,456	2.2%	1,765,971	1.1%
川崎市	9,112	361,896	2.5%	735,658	1.2%
静岡市	4,134	142,603	2.9%	313,613	1.3%
浜松市	5,330	151,343	3.5%	349,575	1.5%
名古屋市	16,707	600,909	2.8%	1,217,190	1.4%
京都市	7,498	305,500	2.5%	765,989	1.0%
大阪市	28,130	776,114	3.6%	1,756,789	1.6%
堺市	4,798	151,523	3.2%	415,725	1.2%
神戸市	9,345	309,262	3.0%	848,479	1.1%
広島市	6,846	239,772	2.9%	626,663	1.1%
北九州市	7,310	176,548	4.1%	550,111	1.3%
福岡市	8,041	344,454	2.3%	868,661	0.9%
合計	155,094	5,579,822	2.8%	13,128,079	1.2%



## 大都市におけるあるべき地方税制

- 大都市の税源としての事業所税をどのように評価するか。
  - 都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して創設された税目であり、現在においても、指定都市を含む都市特有の財政需要に対応した税源として意義があるのではないか。
  - 人口や企業の集積による大都市の追加的な都市環境の整備のための税源として、今後も堅持、あるいは強化していく必要があるのではないか。

### (参考) 令和4年度地方税制改正要望事項 (経済産業省)

#### 事業所税のあり方の検討 (継続要望)

- 事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者給与総額(従業者割)と事業所床面積(資産割)に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。

## 【参考】指定都市の区等に関する特例

### 1 地方税法における特例

指定都市の区の区域は、一の市の区域とみなす。(地方税法第737条第1項)

### 2 具体的な取扱い

#### ① 個人市民税・県民税均等割

- その区に住所を有しない個人で、1月1日現在その区に事務所・店舗や家屋敷を有し、かつ前年中に一定の所得があった人には、その事務所等がある区で、均等割が課税される。

納税義務者	均等割	所得割
区内に住所を有する個人	課税	課税
区内に事務所・店舗や家屋敷を有し、その区内に住所を有しない個人	課税	非課税

#### ② 法人市民税均等割

- 事務所や事業所がある区ごとに均等割が課税される。

納税義務者	均等割 (事務所のある区ごとに課税)	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	課税	課税
市内に事務所や事業所はないが、寮、保養所等がある法人	課税	非課税

#### ③ 固定資産税

- 免税点について、市単位ではなく、区ごとに判定する。同一区内で同一の人が所有する固定資産に係る固定資産税の課税標準額の合計が、一定の金額\*未満の場合には、固定資産税(及び都市計画税)が課税されない。 \* 土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円